

評者

大臣官房地方課長
渡部 晶内山 奈月・
南野 森 著

『憲法主義』

条文には書かれていない本質』

PHP研究所 2014年7月15日 定価1,200円(税抜)

本書は、その帯にあるように、「憲法を暗唱するアイドルと気鋭の憲法学者による」対話として、昨年後半大きな話題になった。著者1人の南野森氏は、東京大学法学部などを経て九州大学法学部教授であり、もう1人の内山奈月氏は、AKB48のメンバーで、日本国憲法の条文を暗記している現役高校生アイドルとして有名で、2014年4月に慶應大学経済学部に入學している。

本書の構成は、「第1講 憲法とは何か?」、「第2講 人権と立憲主義」、「第3講 国民主権と選挙」、「第4講 内閣と違憲審査制」、「第5講 憲法の変化と未来」となっており、南野教授が、内山氏にソクラテスメソッドで講義を行い、それぞれの講義の最後に内山氏のレポートが掲載される。そのほか、途中に講義中に書き溜めたノートが挿入されていて、全体の理解に資するものとなっている。

第1章のレポートの題(以下同じ)は、「憲法は他の法律と比べて何が違うのか」であり、「最高法規」、「硬性憲法」、「違憲審査制」があげられる。

第2章は、「アイドルの『恋愛禁止』は憲法違反か」である。憲法の私人間効力ないしは私人間適用といわれる論点だ。ここで「恋愛禁止」の内実がやや不明であるが、内山氏は憲法違反でないと理解している。まずは、公的領域における近代原理の確立が重要ということかもしれないが、ややナイーブな理解ではないかとの感想を持った。

第3章は、「国民主権のために質の高い代表を選出するための工夫」である。間接民主制を支える「表現の自由」の重要性が指摘される。

第4章は、「国会・内閣・裁判所の民主的正当性について」である。裁判所の民主的正当性の低

さを指摘しつつ、国会が憲法に違反することを防止するための行動への制約としての「違憲審査制」の重要性を認める。さらに「憲法裁判所」の必要性を強調する。内山氏のいう「憲法裁判所」は、憲法保障を重視した、学説でいう「抽象的違憲審査制」を念頭においているようだ。民主的正当性との関連から、「具体的事件・争訟」の処理に必要な範囲で違憲審査権を行使するという考えにもう少し理解がほしかったように感じる。

第5章は、「憲法が変化する場合とその手続きについて」である。「憲法改正」と「憲法変遷」について整理される。憲法の価値は、「その国に根づいているか」、「安定しているか」、「運用されてきたか」ということで定まるといふ。

1998年夏から1年半ほど開催された、日本経済新聞社の「憲法問題研究会」の成果として、南野教授の先輩格にあたる1955年前後生まれの「旬」の憲法学者が、普通の人を相手に普通の言葉で語るという画期的な取り組みである、「日本国憲法を読み直す」(紙谷雅子編著)が2000年に出版された。「憲法を語るときの言語と枠組みがメディアや政治の領域、そしておそらくは普通の人々と、憲法学者との間ではかなりズレている」という事実に関心をもったからだとされた。

ちょうど、南野教授も、当時の「旬」の憲法学者と同じぐらいの年齢と推察される。南野教授は「まえがき」で、「世の中にあふれる憲法に関する言説には、明らかに間違っているものや不正確なものが多く混ざっている」とし、それが本書出版の大きな動機になっているのだろう。「歴史は繰り返す」というべきであろうか。両方の本の内容を読み比べてみるのも一興だ。